

【所管事務の調査（報告）】

廃棄物処理施設の整備について

- 資料 1 廃棄物処理施設の整備について
- 資料 2 リサイクルパークあさお整備事業について
- 資料 3 橘処理センター整備事業について
- 資料 4 廃棄物処理施設整備事業スケジュール

廃棄物処理施設の整備について

～4 処理センターから 3 処理センターへ～

1 3 処理センター体制の構築に向けて

本市では、「地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指して」を基本理念とした、「一般廃棄物処理基本計画（かわさきチャレンジ・3R）」に基づき、資源循環型の廃棄物処理を推進しております。

この取組をより一層推進するため、昨年 8 月には、行動計画の改定を行い、この中で 3 処理センター体制の実現を目指しているものです。

2 今後の廃棄物処理施設の整備について

こうした取組の一環として、平成 23 年 10 月には、「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」を取りまとめ、安定的かつ効率的な廃棄物処理と円滑な建替工事を両立するため、現在の 4 つの敷地を有効活用し、通常、3 つの処理センターを稼働させ、1 つの処理センターを休止、建設中とする 3 処理センター体制を平成 27 年度から構築することとしたものです。

現在、リサイクルパークあさお整備事業が進捗中であり、今後は、「橘処理センター整備事業」として、老朽化した既存のごみ焼却処理施設及び資源化処理施設を解体し、新しい施設を整備する計画です。

なお、堤根処理センターについても、建替までの間、必要な耐震補強を行い、併せて基幹的整備工事等を行い、長寿命化を図ってまいります。

I リサイクルパークあさお整備事業について

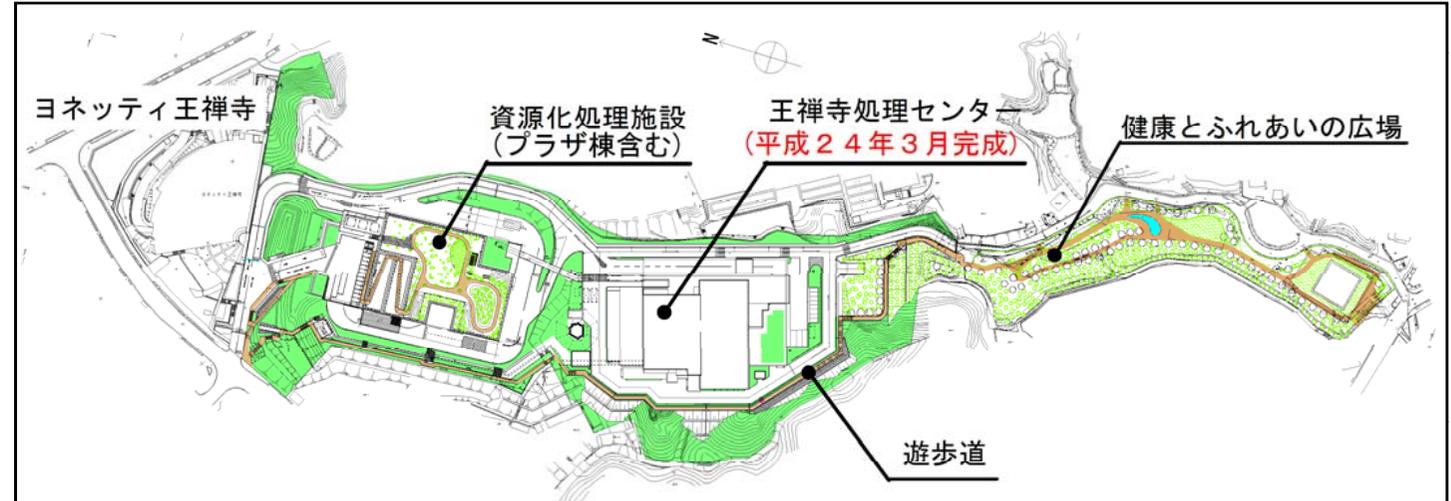
【目的】 本事業は、北部地域のごみ処理施設の拠点として、老朽化した既存王禅寺処理センターの更新と粗大ごみ処理及びリサイクル施設としての機能を有する資源化処理施設の建設、ごみ減量化や再資源化等 3 R に係る普及啓発施設となるプラザ棟の建設、さらに、開放広場となる健康とふれあいの広場整備を含む資源循環型社会の構築に向けた総合的処理施設として整備を行うものです。

図1【案内図】

建設地：川崎市麻生区王禅寺1285番地



図2【リサイクルパークあさお整備事業 全体計画図】



1 ごみ焼却処理施設建設工事

工事請負者	荏原環境プラント株式会社
工期	平成19年12月～平成24年3月完成
処理方式	ストー式焼却炉
処理能力	450t/日 (150t/日 × 3炉)
発電能力	7,500kWh
煙突高さ	100m

王禅寺処理センター(全景写真)



王禅寺処理センター(蒸気タービン発電機写真)



2 資源化処理施設建設工事

(プラザ棟・屋上緑化・健康とふれあいの広場整備工事を含まず。)

※既存施設を解体撤去した跡地に、資源化処理施設建設工事を実施します。

(1) 工事概要

当初予定工期
 既存施設解体撤去工事 平成23年10月～平成25年8月
 資源化処理施設建設工事 平成23年12月～平成27年3月

資源化能力
 粗大ごみ・小物金属 40t/5h
 空き缶 20t/5h
 空きびん 25t/5h
 ペットボトル 12.5t/5h

(2) 土壌汚染調査の結果

- ◎「土壌汚染対策法」及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づき、土壌汚染調査を実施した結果、用地の一部において、「ふっ素」・「鉛」について、環境基準を超過した汚染土壌の存在が確認されたものです。
 ◎その後、汚染深度の調査を実施し、その結果を下記の表に示しています。

	ふっ素(溶出量)	鉛(含有量)
環境基準	0.8mg/L以下	150mg/kg以下
調査結果	0.81～11.0mg/L	230mg/kg
地上からの汚染深度	0.6～5.4m	0.6m
汚染土量	約 8,900㎡	約 100㎡



汚染の拡散防止の観点から、

- ◎解体撤去工事は、地下構造物等の解体について、汚染土壌の除去と併行して実施する必要があります。
 ◎資源化処理施設建設工事は、大規模な地下構造を建設するため、汚染土壌を事前に除去する必要があります。



土壌汚染対策と地下構造物等撤去について、新規工事として実施します。

(3) 工事内容及び事業スケジュールの変更について

①既存施設解体撤去工事 → **減額・工期短縮の変更契約**
 (完成工期:平成25年8月⇒平成25年7月)



②土壌汚染対策及び地下構造物等解体撤去工事 → **新規工事契約**
 (工期:平成25年7月～平成26年6月)



③資源化処理施設建設工事 → **工期延期の変更契約(工期延期:約1年)**
 (完成工期:平成27年3月⇒平成28年3月)

◎プラザ棟・資源化処理施設屋上緑化・健康とふれあいの広場整備について

住民懇談会等を通じ、基本計画提案
 ⇒意見・要望等集約、詳細設計実施

資源化処理施設・屋上緑化(イメージ)



プラザ棟展示ホール(イメージ)



健康とふれあいの広場(イメージ)



II 橋処理センター整備事業について

1 背景と目的

橋処理センターは稼働から 38 年を超え、老朽化に伴い建替が必要となっています。新しい焼却処理施設は、平成 23 年 10 月に策定した「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」に基づき、低炭素社会の構築と電力供給の逼迫や緊急時にも安定的に稼働できるよう、廃棄物発電の高効率化を図るとともに、最新式排ガス処理設備の導入等により周辺環境対策にも充分配慮しながら、建替を実施します。

2 整備事業の検討経緯

・「橋処理センター整備事業に係る地域住民と行政による検討協議会」の開催

地域住民と行政が協議を行い、事業の方向性や目標等に関する基本的な方針について取りまとめ、情報の共有化を図りながら取り組んでいます。

・「橋処理センター整備事業に係るごみ焼却方式選定特別部会」の開催

「ごみ処理方式」については、より専門の見地からの検討及び地域住民の要望等を踏まえるため、学識経験者及び市民のアドバイザーに参加いただき検討を行いました。

・「橋処理センター整備事業に係る基本計画検討委員会」の開催

地域住民との検討協議会やごみ処理方式選定特別部会などでの検討を踏まえ、整備の基本計画を検討してきました。

3 整備の基本的な方向性

ごみ処理方式は、「焼却施設（ストーカ式）」を基本とします。

処理能力は、「日量 600 ト」程度とします。

「高効率発電」を最優先に計画します。

4 計画段階における環境配慮計画書について

環境影響評価法の改正により、「計画段階における配慮書手続」が規定されたことを踏まえ、川崎市環境影響評価に関する条例を平成 24 年 12 月に改正し、現行の環境配慮計画書制度を拡充いたしました。これに伴い、橋処理センター整備事業は、平成 25 年 4 月から施行となる改正条例に基づく計画段階における環境配慮計画書の初めての事例となります。

＜環境配慮計画書制度について＞

環境配慮計画書制度とは、事業計画の検討段階で環境影響評価を実施する制度です。計画段階を対象とするため、より柔軟な環境配慮が可能になるとともに、複数の計画案の比較検討が行えることから、これまで以上に効果的な環境配慮が可能になります。

平成 25 年 3 月中旬

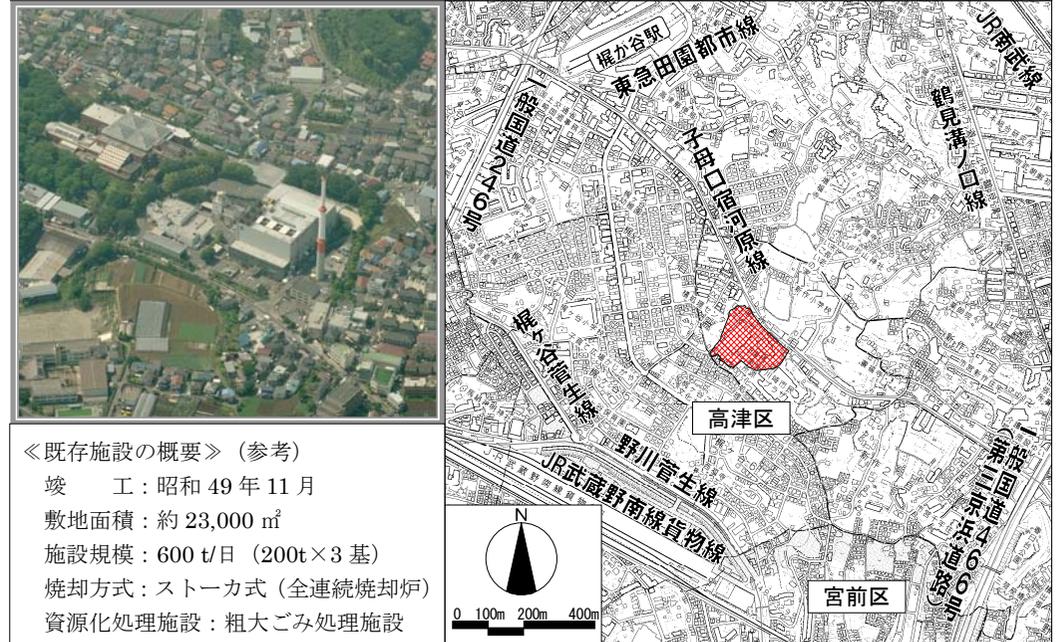
環境委員会へ環境配慮計画書の説明

4 月 8 日～5 月 7 日（予定） 環境配慮計画書の縦覧（30 日間）

4 月 19 日（予定） 住民説明会 市民プラザふるさと劇場

4 月 20 日（予定） 住民説明会 高津区役所 5 階大会議室

橋処理センター整備事業 計画地 [川崎市高津区新作 1 丁目 20 番 1 号]



＜既存施設の概要＞（参考）

竣工：昭和 49 年 11 月

敷地面積：約 23,000 m²

施設規模：600 t/日（200t×3 基）

焼却方式：ストーカ式（全連続焼却炉）

資源化処理施設：粗大ごみ処理施設

廃棄物処理施設 整備事業スケジュール

